

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-37
処分の種類	休業による漁業権の取消			
根拠法令条例等・条項	漁業法第37条第1項			
処分の概要	漁業権者が休業したことによる当該漁業権の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業法 (休業による漁業権の取消し) 第三十七条 免許を受けた日から一年間、又は引き続き二年間休業したときは、都道府県知事は、その漁業権を取り消すことができる。 2 漁業権者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第三十九条第一項の規定に基づく処分、第六十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、第六十八条第一項の規定に基づく指示又は同条第四項において読み替えて準用する第六十七条第十一項の規定に基づく命令により漁業権の行使を停止された期間は、前項の期間に算入しない。</p>			
基準の制定根拠	—			